

定 款

(2022年6月24日改正)

東ソ一株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、東ソー株式会社と称し、英文では、

TOSOH CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各製品及びこれらに関連する各種化学製品の製造、加工及び販売
 - イ. ソーダ、セメント、肥料、その他の無機・有機工業製品及び工業用ガス製品
 - ロ. ポリウレタンフォーム用原料、ポリウレタン系塗料及び樹脂原料
 - ハ. エチレン系、プロピレン系、芳香族系製品その他の石油化学製品
 - 二. 合成樹脂、合成ゴムその他の高分子化合物
 - ホ. 電解金属及びその他の各種金属製品
 - ヘ. 農薬、医薬品、食品並びにこれらの原材料、中間体及び添加剤
 - ト. 土木建築用資材、住宅建築用資材、農業用資材、輸送機器用資材、物流資材及びこれらの原材料
 - チ. 石英ガラス、セラミックス及びこれらの原材料
 - リ. 医療機器及びその試薬
 - ヌ. 触媒
 - ル. 電子機器部品及びその材料
2. 前号の各製品の輸出及び輸入

3. 化学工業用、環境保全用、その他各種産業用の設備、システム及び機器の設計、製作、施工、監理、販売並びにこれらの受託
4. 建築工事、土木工事その他の建設工事の企画、設計、施工、請負及び監理
5. 石油、天然ガスその他の鉱物の採掘、加工及び販売
6. 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理業並びに収集運搬業
7. 電気及び蒸気の供給事業
8. 情報処理業務の受託並びに情報処理に関するシステム、ソフトウェア及び機器の設計、製作、施工、販売、賃貸、使用許諾
9. 電気工事業及び電気通信工事業
10. 電子機器部品の洗浄サービス
11. 不動産の賃貸借、売買、管理及び仲介
12. 陸運業、海運業、貨物運送取扱業及び倉庫業
13. 旅行業
14. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
15. 事務用機器、包装資材、自動車、その他の動産の賃貸借、売買、管理及び仲介
16. 医療、保健衛生に関する施設の運営並びにこれらの受託業務
17. 防犯、防火、防災及び環境保安に関する設備、システム及び機器の設計、製作、施工、賃貸並びにこれらの販売、管理及び仲介並びに警備業務
18. 化学分析その他の各種分析、試験及び検査並びにこれらに関する調査の受託及び技術指導
19. 郵便物、宅配小荷物の受渡し業務
20. 緑化事業

21. 印刷事業
22. 人材育成、能力開発のための教育事業
23. 労働者派遣事業
24. 前各号の事業に関わる研究、開発、調査の受託並びに技術の供与及びコンサルティング
25. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を山口県周南市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、9億株とする。

(取締役会決議による自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議

をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取り扱い並びにその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時招集する。

② 株主総会は、本店所在地のほか、東京都中央区、港区又は千代田区においても招集することができる。

(議長)

第15条 株主総会においては、取締役会長が議長となる。

② 取締役会長が欠員のとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長が議長となり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるもののほか、取締役会規則による。

② 前項の取締役会規則は取締役会で定める。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の

限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるもののほか、監査役会規則による。

② 前項の監査役会規則は監査役会で定める。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされな

かったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度及び決算期)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剩余金配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

1935. 2. 11	制定	1967. 5. 24	改正
1935. 11. 27	改正	1968. 11. 26	改正
1936. 5. 25	改正	1970. 11. 26	改正
1937. 1. 25	改正	1973. 5. 26	改正
1937. 7. 28	改正	1974. 11. 29	改正
1938. 2. 11 (臨)改正		1975. 5. 31	改正
1938. 7. 28	改正	1982. 6. 26	改正
1940. 1. 29	改正	1984. 6. 26	改正
1941. 12. 20 (臨)改正		1987. 6. 24	改正
1943. 1. 28	改正	1990. 6. 26	改正
1943. 7. 29	改正	1991. 6. 25	改正
1944. 7. 25	改正	1994. 6. 28	改正
1945. 1. 31	改正	1996. 6. 27	改正
1945. 12. 20	改正	1998. 6. 26	改正
1946. 6. 18	改正	1999. 6. 29	改正
1947. 12. 20 (臨)改正		2000. 6. 29	改正
1948. 12. 20 (臨)改正		2002. 6. 27	改正
1949. 4. 25	改正	2003. 6. 27	改正
1950. 3. 24 (臨)改正		2004. 6. 29	改正
1951. 11. 22	改正	2005. 6. 29	改正
1952. 11. 24	改正	2006. 6. 29	改正
1955. 11. 27	改正	2009. 6. 26	改正
1956. 11. 25	改正	2014. 6. 27	改正
1959. 5. 24	改正	2015. 6. 26	改正
1960. 5. 29	改正	2017. 10. 1	改正
1961. 11. 26	改正	2020. 6. 25	改正
1965. 5. 30	改正	2022. 6. 24	改正
1966. 11. 23	改正		

〔注〕(臨)は臨時株主総会